
タイトル:「遼・金・西夏に関する総合的研究—言語・歴史・宗教—」(平成19年度第3回研究会)

日時:平成20年3月22日(土曜日)午後1時30分より午後5時30分 23日(日曜日)午前9時より

場所:AA研大会議室(30号室)

3月22日の部

1) 報告者名(所属):赤木崇敏(大阪大学)

報告タイトル:「曹氏帰義軍節度使系譜考—莫高窟第61窟供養人像の再検討—」

2) 報告者名(所属):佐藤貴保(AA研共同研究員,新潟大学)

報告タイトル:「西夏法典研究に関する諸問題」

3) 報告者名(所属):臼杵勲(AA研共同研究員,札幌学院大学)

報告タイトル:「モンゴル・チントルゴイの契丹(遼)城址の研究」

3月23日の部

1) 報告者名(所属):伊藤一馬(大阪大学)

報告タイトル:「北宋後期における西北辺地域の軍事体制」

2) 報告者名(所属):松井太(弘前大学)

報告タイトル:「敦煌出土西夏語文献裏面のウイグル語占ト文書」

3) 報告者名(所属):井黒忍(AA研共同研究員,日本学術振興会特別研究員・大谷大学)

報告タイトル:「金元碑刻資料と汾河流域水利史研究」

1) 3月22日の部

報告者名(所属):赤木崇敏(大阪大学)

報告タイトル:「曹氏帰義軍節度使系譜考—莫高窟第61窟供養人像の再検討—」

要旨;

帰義軍節度使政権とは、9世紀半ばから11世紀前半にかけて、現在の中国甘肅省北西端にある敦煌地方を支配したオアシス国家である。敦煌莫高窟には、この帰義軍節度使とその一族の窟が多数残されている。このうち第4代節度使曹元忠(944～974年)とその妻・■(羽+佳)氏が造営した第61窟は、莫高窟中最大規模を誇る伏斗式窟で、文殊菩薩を本尊とし、主室南北両壁および東壁門口の両側に曹元忠の女性血縁者像が計52体も描かれている。その中には、甘州ウイグル王国やコータン王国の服装をした女性が多数含まれており、本窟は曹氏一族の系譜や周辺勢力との婚姻関係を示す材料として夙に有名である。

本窟供養人像の解釈についてはこれまでも様々な見解が提出されているうえ、一部の供養人像には、曹元忠の子、曹延祿の時代(976～1002年)に加筆修正された痕跡があるため、系譜復元はよりいっそう困難なものとなっている。本報告では、2006・2007年の調査成果に基づき、この第61窟供養人像を中心に曹氏一族の系譜の復元を試みた。

初代節度使の曹議金(914～935年)は、東西交通路の維持のために甘州ウイグル可汗と父子関係を結び、ウイグル公主を正妻に迎えている。また、第2代曹元徳(935～940年)・第3代曹元深(940～944年)はこのウイグル公主の実子であるなど、初期の節度使たちはとくに甘州ウ

イグルと密接な関係を有していた。ところが、しかし曹元忠（第4代）とその実子、曹延祿（第6代）はいずれもコータン人を妻に迎えている。加えて、コータンからの使節数の増加、コータン王族と敦煌有力紙族との密接な関係、コータン国太子の敦煌在住など、元忠・延祿時代にはコータンとの緊密な結びつきが認められる。このように、10世紀前半にはウイグル王家と、10世紀後半にはコータン王家とそれぞれ深い繋がりがあり、帰義軍政権の外交政策の背景にはこのウイグル派・コータン派の存在が窺えるのである。

こののち11世紀以降の敦煌では、新たに沙州ウイグルと呼ばれるウイグル人集団が登場し、『遼史』には「沙州回鶻曹（賢）順」が遣使してきたことが記録されている。この曹賢順とはウイグル派であった曹元徳（第2代）・曹元深（第3代）いずれかの孫にあたっており、沙州ウイグルの成立にはこのウイグル派が関与したと推測される。

報告者名（所属）：佐藤貴保（AA研共同研究員，新潟大学）

報告タイトル：「西夏法典研究に関する諸問題」

要旨；

20世紀初頭、ロシアのコズロフ探検隊がカラホト（黒水城。中国内蒙古自治区）遺跡で発見された西夏語文献のうち、12世紀中葉に編纂されたとみられる法令集『天盛改旧新定禁令』（以下、『天盛禁令』と略す）は、西夏の制度史研究においてきわめて重要な資料である。

『天盛禁令』はすでにロシアや中国から原典（刊本・写本）の写真版が公刊されている。だが、報告者が2003年以来5度にわたり、ロシア科学アカデミー東方文献研究所で『天盛禁令』刊本の現物を実見調査した結果、写真版に依拠した解読に少なからぬ問題が存在することが判明した。報告ではその問題点について以下の例を挙げて紹介した。

1. 『天盛禁令』刊本には、同じ版木で印刷されたものが最大5冊現存し、公刊済みの写真版には、そのうちの比較的保存状態の良い1冊のみが掲載されているにすぎない。写真版では不鮮明であったり、欠落していたりする箇所を、未公刊の別の断片から復元することや、従来の判読に修正することができる。本報告では、巻1冒頭「編纂者リスト（進律表）」について、公刊済みの2570号断片では判読できなかった箇所を未公刊の6741号断片で読み直した。
2. 何らかの事情で、写真版に掲載されなかった断片が存在する。例えば、巻19は写真版では10葉右～28葉右、34葉右～51葉右しか掲載されていないが、この以外の箇所も現存する。本報告では、そのうちの2586号断片が9葉左の断片で、これまで不明とされてきた第1341条の条文の一部と第1342条の条文であることを明らかにした。

『天盛禁令』は、写真版を基にロシア語訳や中国語訳が発表され、それらの翻訳に基づいて多くの西夏史研究者が論考を発表している。しかしながら、解釈の基本となっている写真版に依拠した解読・翻訳に、少なからぬ問題が存在することが本報告を通じて明らかになった。今後は、ロシア蔵『天盛禁令』全断片の実見調査を行い、信頼できる校訂テキストを作成し、従来のロシア語訳や中国語訳を修正する必要があるだろう。

報告者名（所属）：臼杵勲（AA研共同研究員，札幌学院大学）

報告タイトル：「モンゴル・チントルゴイの契丹（遼）城址の研究」

要旨；

モンゴル国の中央部、ブルガン県ダッシンチレン村に所在する、チントルゴイ城址の測量調査を継続している。この地域はトーラ川の流域地帯であり、城址は契丹の辺防州として1004年に設置されたる鎮州の治所址と推定されている。また、前身はウイグルの可敦城と記録されている。

すでに城址内外の主要部の調査を終え、城壁心々で南北長約1360m、東西長約760mの規模を持つことを確認した。城壁の基底幅22～30m、堀幅は10～12m。大きく南北に2分され、北城・南城ともに3ヶ所ずつ門が敷設される。それぞれの城内には、中心街路が門をつなぐように設置されている。大型建物は主に北城に設置され、北城が治所の中心部分であると考えられる。特に顕著なのが、北城北端の建物群である。南城では、南北道路東側に大型建物群が直線状に配置された区画が注目される。

測量の結果から、設計は道路・門を基準になされ、城全体では、南北4200尺、東西2000尺で基本設計がなされている。また全体は400尺、200尺を基準に割付がなされている。北城は、東西3：4：4、南北7：4に区画される。南城は、東西7：4、南北9：10に区分されている。各区画の面積を減じないように工夫され、平安京の設定にも共通性が見られる。計算された設計・条坊計画を持つことが明らかとなった。

各建物群の配置も、方位がほぼ計画線とあい、一部は400尺方眼線上にもものところから、各建物群の設計も、全体設計と整合させていた可能性が高い。

また、南北両城については、誤差修正の痕跡から、施工は北城が先であることが判明したが、設計自体は当初からの可能性が高いと考えられる。

大型建物が存在しない地域については、建物が存在せず天幕住居の利用などを想定していたが、実際は小規模な住宅がかなりの密度で存在していたことが確認された。また、河川からの水路が東から城内に入り、西へぬけることも確認できた。水利システムなども考慮した都市遺跡の調査・考察が今後必要である。また、測量のみでは前身のウイグル時代の遺構は確認できず、今後の課題である。

2) 3月23日の部

報告者名（所属）：伊藤一馬（大阪大学）

報告タイトル：「北宋後期における西北辺地域の軍事体制」

要旨；

20世紀初頭、ロシアのコズロフ探検隊が黒水城遺址で蒐集した文物の中には、「宋西北辺境軍政文書」と分類される109件もの漢文文書群が含まれる。この文書群は、北宋末期から南宋初期に至るまでの間の、宋の軍事体制や宋夏関係など西北辺地域の情勢を伝えている貴重な史料である。北宋の軍事体制は、神宗熙寧年間（1068-1085）の将兵制施行以後、各地に「将」という部隊が駐屯して中核を担う体制となっていた。「宋西北辺境軍政文書」中には「■（「鹿」におおごと）延路第七将」に関わる文書が多く含まれ、「将」の実態解明に寄与する第一次史料と言える。本報告では、まず将兵制成立当初における意図を考察し、次に■（「鹿」におおごと）延路第七将関連文書を用いて「将」の実態に迫り、北宋後期の西北辺地域の軍事体制を検討した。

神宗の即位により対外積極策へ転換した北宋は、西北辺地域で西夏と衝突した。その際に西夏

軍の侵攻に対して、熙寧三年（1070）に「擾撃牽制」という明確な戦略上の意図をもって「七将」が編制された。これ以降、西北辺地域では「将」を中核とする軍事体制が整備され、将兵制の成立へと向かった。

次に、■（「鹿」におおざと）延路第七将関連文書から、従来明確にされてこなかった「将」の実態を検討した。まず、第七将へ宛てられた「状」文書を分析した。この「状」文書は『慶元条法事類』にみえる「状」式と一致し、統属関係にある官司間で用いられる上申文書である。「状」文書の発信者は金湯城や徳靖寨という堡寨であり、これらの堡寨は「将」の管轄下にあったと言える。また、第七将へは延安府や保安軍という民政機関から「牒」文書が多く送られている。このことは「将」が府・州・軍という民政機関とも連絡を取り合っていたことを示している。以上のことから、「将」は周辺に点在する堡寨を管轄下に置き、さらに民政機関とも連携を維持していたことを指摘した。すなわち、西夏軍の侵攻に備えるために周辺地域・機関と連携を維持することで、将兵制成立当初の特色である「擾撃牽制」を体現しようとしていたと考えられる。

本報告により、神宗期以降の将兵制による「将」を中核とする軍事体制は、西北辺地域においては当初の特色が北宋末期まで維持されていたと言える。そして、金軍により開封が陥落した後も、西北辺地域では「将」を中核とする体制が維持され、防衛を担っていたのである。

報告者名（所属）：松井太（弘前大学）

報告タイトル：「敦煌出土西夏語文献裏面のウイグル語占ト文書」

要旨；

米国プリンストン大学には 83 件の敦煌文書が所蔵されており、その中には漢語以外にウイグル語・チベット語・西夏語文書の断片も含まれる。特に、西夏語印刷文献の紙背を二次利用した 6 点のウイグル語文書断片は、言語・文字の組み合わせからも希少価値を有する。これらの西夏語・ウイグル語合璧断片は、1989 年に J. O. Bullitt 女史によって紹介されたものの、その際に公刊された写真は解読研究には不十分であった。また、管見の限りでは、その後も本格的な校訂研究はなされていない。報告者はこのたび Bullitt 女史旧蔵写真を入手することができたので、それに基づいてウイグル文の内容を紹介するとともに、関連する文献学的・歴史学的諸問題に言及する。

解読の結果、6 点のうち 2 点は仏典であるが、4 点は暦占書であった。その中には、『玉匣記』など中国の民間暦占書に由来する記述も見出される。また、類似する内容の暦占書断片は敦煌出土ウイグル語文献や、さらにはハラホト出土モンゴル語文献中にも確認される。一方、西夏語・ウイグル語合璧という特徴に着目した場合、やはり敦煌出土文献にはウイグル語仏典の紙背を二次利用したものがみえ、同様に西夏語・モンゴル語の両語仏典も確認されている。

報告者は西夏語を解さないが、西夏語文献にも少なくない暦占文書が確認されている。これらの漢語・ウイグル語・モンゴル語・西夏語文献は、モンゴル時代を中心として河西地域の暦占文化さらにはその基礎となる道教・仏教文化の相互関係・交渉を考えさせるものであり、今後、総合的な比較検討が求められよう。

報告者名（所属）：井黒忍（AA 研共同研究員，日本学術振興会特別研究員・大谷大学）

報告タイトル：「金元碑刻資料と汾河流域水利史研究」

要旨；

本報告では，主に 2006 年及び 2007 年に実施した汾河流域の金元碑刻調査の成果に基づき，水利関連金元碑刻の現状と概略を示す。

中国国内において屈指の質・量をほこる山西省現存の碑刻資料については，既知の『山右石刻叢編』などの金石書や地方志に収録されるほか，石刻資料集が相次いで出版されることにより，格段に利用・参照の便が向上している。加えて，市区ごとに編纂された『三晋石刻総目』は，現時点での碑刻の存佚状況を伝えるだけではなく，従来の資料集に収録されることのなかったより幅広いテーマ・時代の碑刻情報を提示するという有効性を持つ。

これら資料集・碑刻目録を利用して行ってきた金元碑刻調査の知見として，山西省に現存する碑刻資料の特徴が他省に比して圧倒的な金元碑刻の多さにあり，さらに水利碑刻に関しても同様の特徴が見いだせる点が挙げられる。特に，主要な水利碑刻の集積地である各地の水利関連祠廟においては，金元時代にその最古の碑刻を求め得るものが多く，こうした現状を汾河流域の八大泉水の事例から指摘する。

さらに，近年，歴史学以外の分野からも注目を集める水利碑であるが，その利用の前提として，水利碑とはいかなる資料であるのかという定義付けを行うため，形態・内容・作用によって分類・整理し，水利碑の持つ資料としての性格と有効性を示す。その作用としては，(1) 水利用に関する正当性の明示，(2) 水利規定・契約の開示，(3) 水位の測定，(4) 水利空間の図示などの項目が挙げられる。また，水利碑が後世の水利用や社会にいかなる影響を与えたのかという点に着目することで，「記念碑 monument」という一面には止まらない水利碑の持つ「実用性」を指摘する。